

## 一般社団法人高知県作業療法士会 会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人高知県作業療法士会定款第2章第8条（会費）に基づき、会員の会費等について定めるものとする。

### (正会員の会費)

第2条 一般社団法人高知県作業療法士会定款第2章第8条（会費）に規定する会費は、正会員にあっては、年額 8,000 円とする。

### (賛助会員の会費)

第3条 賛助会員の会費は、別に定める「賛助会規程」によるものとする。

### (会費の納入期限等)

第4条 会費の納入は、原則として当該年度6月末日に、届け出のあった口座よりの引き落としとする。ただし、四国銀行に口座を所有しない正会員に関しては、別途申し込むことにより、郵便振替にて対応する。また、新規加入会員については、入会時に口座の届出を行い順次、会員からの届け出により引き落としを実施する。会費の納入は、当該年度の12月末日までとする。6月末の期日までに納入の確認ができなかった会員に対しては、追加連絡を行うこととし、12月末日をもって納入なき場合には、正会員の資格を喪失するものとする。

### (規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

### 附則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。